

NPOとは…

Non Profit Organization (非営利組織) の略

- ・市民が主体となって継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない(利益を構成員に分配しない) 団体

特定非営利活動法人 (NPO法人)、市民活動団体、ボランティア団体

当市のNPO法人の状況

団体数：9団体

登録分野：保健・医療・福祉 6

学術・文化・芸術・スポーツ 3

I NPOと地域公共交通の運行形態

1 路線バス・不定期バス・デマンド交通 (道路運送法第3条、第4条)

乗客個々が運賃を支払う乗合方式で、交通事業者に委託する形式の輸送サービスである。地域公共交通会議において協議が調っていることが必要となる場合がある。

2 貸切バス (道路運送法第3条、第4条)

貸切契約で交通事業者に委託する形式である。貸切契約のため、乗客は運賃は支払わない。この形態の場合、委託料の確保が困難である。市町村から補助を受けるのであれば、地域公共交通会議の形態で協議しておくことが必要となる。

3 過疎地有償運送 (道路運送法第78条)

過疎地域などバスやタクシーなどの公共交通機関だけでは、十分な輸送サービスが確保できない場合、実費の範囲内であり営利とは認められない範囲の対価によって行う輸送サービスである。

II NPO主体の地域公共交通事例

1 生活バスよっかいち (路線バス)

(三重県四日市市、人口：314,016人、面積205.58km²、羽津いかるが地区、世帯数：約540戸、人口約1,700人)

「一両のバスでどこまでできるか」を念頭に無理のない運行計画を立案・実行している。

利用料金	100円	路線距離	9.5km
利用者数	90~100人/日	運行日	月~金曜日
使用車両	バス(29人乗り)1台(三重交通へ運行委託)		
事業収支	運行経費960万円、事務経費120万円、 運賃収入120万円、協賛金600万円、市補助金360万円		

2 キララちゃんバス (路線バス)

(茨城県土浦市、人口143,275人、面積113.82km²)

商業関係者が中心となって、自ら企画、ルート選定、運営主体の設立、運行の実施が行われている。

利用料金	100円(こども50円)	路線距離	A11km、B9km、C11km
利用者数	322人/日	運行日	毎日
使用車両	A ジャンボタクシー(10人乗り)1台 B・C 小型バス(28人乗り)2台		
事業収支	運行経費4,200万円、運賃収入1,320万円、 広告収入282万円、市補助金2,600万円		
地域通貨	協賛店で1,000円以上の買い物をすると、100円分の地域通貨キララがもらえ、1回分の乗車賃に充当できる。		